

議案第21号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

平成30年第4回鹿児島県議会定例会において議決された議案第111号の財産の取得に係る議決内容の一部を次のとおり変更する。

取得金額「278,640,000円」を「283,800,000円」に変更する。

(提案理由)

屋久島空港及び奄美空港に配備している化学消防車の更新により新たに取得する化学消防車の取得金額を変更しようとするものである。